



和労発基 0221 第 1 号
令和 7 年 2 月 21 日

建設業労働災害防止協会
和歌山県支部長 殿

和歌山労働局長



建設業における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

平素から、労働基準行政とりわけ労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、和歌山県内の建設業における労働災害の発生件数は、皆様の御尽力により、令和 6 年において、12 月末速報値では休業 4 日以上之死傷者数は 91 人となっており、長期的には着実に減少しているところです。

和歌山労働局では、県内の主要産業である建設業を重点業種として、皆様とともに、労働災害の防止に向けた様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、死亡災害については、毎年発生している現状にあり、令和 6 年は 5 名の方の尊い命が失われている状況となっております。

つきましては、「第 14 次労働災害防止計画」に掲げる「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと」等を重点に、労使協力の下で取り組んでいただくことにより、増加する死亡災害に歯止めをかけるべく、会員事業場の皆様に対する周知と労働災害防止対策の取組の強化に努めていただくよう、要請いたします。



建設業における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

平素から、労働基準行政とりわけ労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、和歌山県内における建設業における労働災害の発生件数は、皆様の御尽力により、令和6年において、12月速報値では休業4日以上之死傷者数は91人となっており、長期的には着実に減少しているところです。

和歌山労働局では、県内の主要産業である建設業を重点業種として、皆様とともに、今日まで労働災害の防止に向けた様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、死亡災害については、毎年発生している現状にあり、令和6年は5名の方の尊い命が失われているという状況で、たいへん重く受け止めなければならない事態であると認識しております。

死亡災害が発生した背景には、様々な要因があり、それらが複合的に作用した結果ですが、その中でも、各作業における基本動作が守られていなかったことが、大きな要因と考えられます。

死亡災害は、いかなる経済情勢下にあっても、防いでいかななければならないものです。皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意の下で、労働安全衛生活動を今一度総点検していただきますよう、お願いいたします。

その上で、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

- 一、建設現場での各作業における安全基本動作の徹底、再確認
- 一、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと
- 一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施

令和7年2月21日

和歌山労働局長 松浦 直行



建設業死亡災害発生状況（令和4年～令和6年）

（令和4年）

署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
橋本	2月	建設業	墜落・転落	不整地運搬車	60歳台	運転者	30年以上 35年未満	道路工事現場において、最大積載量1トン以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から転落したものの。
和歌山	4月	建設業	はさまれ・巻き込まれ	エレベーター	40歳台	電工	20年以上 25年未満	配膳用エレベーターの1階ピット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業者が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けピット内を確認したところ、カウンターウエイトと昇降路壁の間で挟まれている被災者を発見したものの。
和歌山	8月	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	30歳台	作業者	6か月未満	足場組立てのため、足場資材をトラックの荷台から組立て作業員に手渡す作業を行っていたが、15:00頃に気分が悪くなったとの申出があり、30分程度クーラーの効いた車内で休憩させた後、会社に送りしばらく横になっていたが容体が悪化、16:00時頃に救急車で病院に搬送され、治療を受けるも19:00頃に死亡が確認されたもの。

（令和5年）

署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
田辺	2月	建設業	墜落・転落	トラクター・ショベル	50歳代	運転者	10年以上 20年未満	トラクター・ショベルを用いて道路の除雪作業を一人で行っていった被災者の様子を確認するため、別の作業現場で作業を行っていた同僚が現場付近に立ち寄ったところ、トラクター・ショベルが道路から約6メートル下の谷川に墜落しており、当該トラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を発見したものの。

(令和6年)

署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
和歌山	4月	建設業	崩壊・倒壊	建築物・構築物	60歳代	作業員	20年以上 25年未満	浄化槽の設置工事中、浄化槽の擁壁内に立ち入り、流入していた土砂をスコップで掻き出していたところ、擁壁が倒れ胸部が挟まれたもの。
和歌山	5月	建設業	墜落・転落	屋根	50歳代	塗装工	10年以上 15年未満	屋根及び外壁塗装工事現場において、玄関屋根上で作業を行っていたところ、高さ約3.4m下の地面に墜落したもの。
御坊	9月	建設業	激突され	立木等	60歳代	作業員	5年以上 10年未満	砂防ダムの建設現場において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行ったところ、立木が垂直方向に裂け、被災者の頭部に激突したもの。
和歌山	9月	建設業	感電	送配電線等	40歳代	電工	2年以上 5年未満	2階建て民家において、電柱の引込線から分電盤までの間の経路で漏電が認められたため、別経路を設けようと寸法を測っていたところ、通電部に接触して感電したもの。
和歌山	12月	建設業	交通事故	乗用車	50歳代	管理者	35年以上 40年未満	道路舗装工事現場において、路肩のバリケードを壊して作業エリアに侵入してきた車に激突され、停車中のドラグ・ショベルとの間に挟まれたもの。